

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会
表彰状並びに感謝状の顕彰に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の発展並びに福祉の増進に寄与し、市民の模範となるものに対し、表彰状並びに感謝状の顕彰の施行について必要な事項を定めるものとする。

(対象区分)

第2条 顕彰を次のとおり区分する。

- (1) 表彰状を授与するもの
- (2) 感謝状を授与するもの

(選定基準)

第3条 被顕彰者は、次の各号のいずれかに該当するものについて、会長がこれを行う。

- (1) 本会の発展並びに福祉増進に寄与し、その功績が顕著であるもの
 - ア 社会事業に尽力したもの
 - イ 地域社会の発展に貢献したもの
 - ウ 社会福祉のため多額の私財を寄附したもの
 - エ 前各号のほか特に顕彰するのに相当と認めるもの
- (2) 人格、識見、経歴等が特にすぐれ、過去において刑罰に処せられたことがないこと。ただし、軽微な事犯については、この限りでない。
- (3) その他、別表第1による選考基準におおむね添うこと。

(在職期間)

第4条 在職期間は、別表第1のそれぞれの職により、在職期間が中断されている場合は通算するものとする。ただし、起算日は会長が定める日とする。

(顕彰の具申)

第5条 第3条に該当する有資格者があるときは、事務局長が会長に具申する。

(具申書類)

第6条 具申書類は、次のとおりとする。

- (1) 具申書（様式第1）
- (2) 功績調書（様式第2）

2 被顕彰者が団体である場合は、前項第2号に規定する書類は、団体活動状況等を記入すること。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、会長が必要と認めたときにこれを行う。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、表彰状、感謝状に記念品等を添えてこれを行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月9日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会 顕彰選考基準

区分	対象者	選考基準			表彰期日	具申者	備考
		選	考	準			
		在職年数	功	績			
表彰状	1 社協役員・評議員	10年以上	顕	著	会長が必要と認めるとき	事務局長	
	2 福祉団体・福祉協力団体の長	15年以上	"		"	"	
	3 民生委員・児童委員	15年以上	"		"	"	
	4 社会福祉のため多額の私財を寄附したものの		団体 個人	50万円以上 30万円以上	"	"	
	5 その他社会福祉事業の進展に寄与したものの		特に顕著		"	"	
感謝状	1 社会福祉のため多額の私財を寄附したものの		団体 個人	10万円以上 5万円以上	"	"	

様式第1（第6条関係）

被 顕 彰 候 補 者 具 申 書

年 月 日

社会福祉法人

北名古屋市社会福祉協議会長 様

具申者 職 名

氏 名

印

下記の者は被顕彰該当者と認められるので、社会福祉法人北名古屋市会福祉協議会表彰状並びに感謝状の顕彰に関する規程により、表彰・感謝（一方を○で囲む）して下さるよう関係書類を添えて具申します。

記

ふりがな

1 氏 名

2 現 住 所

3 功績調書 別紙のとおり

様式第 2 （第 6 条関係）

功 績 調 書

ふ り が な 氏 名 〔 団体並びに 代 表 者 名 〕	
対 象 区 分	
生 年 月 日 (設立年月日)	年 月 日
現 住 所 (所 在 地)	
職 業	
表 彰 歴 〔 顕彰の種類 ・ 月 日 等 記入のこと 〕	
功 績 内 容 団体活動状況	
活 動 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
参 考 事 項	